

# 令和 7 年 第 1 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 1 4 号

令和 7 年第 1 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 2 月 2 1 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和 7 年 3 月 3 日
2. 場 所 まんのう町役場議場

## 令和 7 年第 1 回まんのう町議会定例会会議録（第 4 号）

令和 7 年 3 月 2 1 日（金曜日）午前 9 時 3 0 分 開会

### 出席議員 1 5 名

|               |               |
|---------------|---------------|
| 1 番 真 鍋 泰二郎   | 2 番 石 崎 保 彦   |
| 3 番 鈴 木 崇 容   | 4 番 常 包 恵     |
| 5 番 京 兼 愛 子   | 6 番 竹 林 昌 秀   |
| 7 番 川 西 米希子   | 8 番 合 田 正 夫   |
| 9 番 三 好 郁 雄   | 1 0 番 白 川 正 樹 |
| 1 1 番 白 川 皆 男 | 1 2 番 松 下 一 美 |
| 1 3 番 大 西 豊   | 1 4 番 川 原 茂 行 |
| 1 5 番 大 西 樹   |               |

### 欠席議員 な し

### 会議録署名議員の指名議員

|             |             |
|-------------|-------------|
| 7 番 川 西 米希子 | 8 番 合 田 正 夫 |
|-------------|-------------|

### 職務のため出席した者の職氏名

|                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| 議 会 事 務 局 長 平 田 友 彦 | 議 会 事 務 局 課 長 補 佐 横 関 智 之 |
|---------------------|---------------------------|

### 地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 町 長 栗 田 隆 義   | 副 町 長 長 森 正 志   |
| 教 育 長 井 上 勝 之 | 総 務 課 長 朝 倉 智 基 |

|        |      |          |      |
|--------|------|----------|------|
| 企画政策課長 | 鈴木正俊 | 地域振興課長   | 河野正法 |
| 税務課長   | 黒木正人 | 住民生活課長   | 山本貴文 |
| 福祉保険課長 | 池下尚治 | 健康増進課長   | 松本学  |
| 農林課長   | 藤原道広 | 建設土地改良課長 | 川原涼二 |
| 地籍調査課長 | 宮崎雅則 | 会計管理者    | 國廣美紀 |
| 琴南支所長  | 柴坂学  | 仲南支所長    | 小縣茂  |
| 学校教育課長 | 平田浩二 | 生涯学習課長   | 末久誠  |

**○大西樹議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、平田友彦君。

**○平田議会事務局長** 御報告申し上げます。

初めに、各常任委員長より、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書の提出がありました。

次に、各常任委員長並びに議会運営委員長より、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

以上で、議会報告を終わります。

**○大西樹議長** 議会報告を終わります。

## 日程第1 議会運営委員会報告

**○大西樹議長** 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告をお願いします。

議会運営委員長、松下一美君。

**○松下一美議会運営委員長** 皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

3月19日、午後1時30分より、全員協議会室におきまして、執行部、議長同席の下に、議会運営委員会委員全員が出席し、第1回定例会最終日の運営について慎重に審議しましたので、その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第 4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第 5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

日程第 6 議案第 2 号 まんのう町犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第 7 議案第 9 号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第 8 議案第 10 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について

日程第 9 議案第 11 号 まんのう町総合計画後期基本計画の策定について

日程第 10 議案第 12 号 まんのう町デジタル田園都市構想総合戦略の策定について

日程第 11 議案第 13 号 まんのう町道路線の変更について

日程第 12 議案第 14 号 令和 6 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 6 号

日程第 13 議案第 15 号 令和 6 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 2 号

日程第 14 議案第 16 号 令和 6 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 2 号

日程第 15 議案第 17 号 令和 6 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号

日程第 16 議案第 18 号 令和 6 年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第 2 号

日程第 17 議案第 19 号 令和 7 年度まんのう町一般会計予算（案）

日程第 18 議案第 20 号 令和 7 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）

日程第 19 議案第 21 号 令和 7 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）

日程第 20 議案第 22 号 令和 7 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）

日程第 21 議案第 23 号 令和 7 年度まんのう町下水道事業会計予算（案）

日程第 22 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

## 日程第 2 会議録署名議員の指名

**○大西樹議長** 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、7 番、川西米希子君、8 番、合田正夫君を指名いたします。

### 日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大西樹議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題とします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、石崎保彦君。

○石崎保彦教育民生常任委員長 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月10日、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会議におきまして、当委員会に付託された案件は、議案第10号、議案第15号から議案第17号、議案第20号から議案第22号の7件であります。

初めに、議案第10号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について、執行部より、香川県下の保険料水準統一化に当たり、県指導の下、葬祭費を令和7年4月から3万円に引き下げるものであるとの説明がありました。

委員より、県下統一にするとのことだが、どうしても統一する必要があるのかとの質疑があり、執行部より、県からの通達で令和8年度までに実施の依頼があり、全ての市町で準備を進めているとの答弁がありました。

委員より、現在、当町と同額を支給している市町で、独自の経過措置を講じて支給額を維持する動きはないのかとの質疑があり、執行部より、県及び各市町において、2年ほど前から保険料統一に向けた準備を進めており、作業部会においても致し方ないものと了解しているとの答弁がありました。

次に、議案第15号 令和6年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号について、執行部より、事業勘定の歳入歳出では、いずれも実績見込みによる減額などで、直営診療施設勘定内科では、実績精査などによる減額であるとの説明がありました。

委員より、内科診療所の新型コロナウイルスワクチン接種において、自己負担が必要でなかった臨時接種と自己負担が必要となった定期接種の実績について質疑があり、執行部より、臨時接種では30件から40件ほどあったが、定期接種後はだんだんと減少傾向で、直近はゼロ件であるとの答弁がありました。

委員より、直営診療施設勘定内科において報酬費を減額している要因は何かとの質疑があり、執行部より、正規職員が急用や傷病で休暇を取得した場合に、運営に支障が来さないように臨時に対応してもらう看護師の費用であったが、今年度は正規職員が調整をして対応できたため、不用額を減額したものであるとの答弁がありました。

次に、議案第16号 令和6年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号について、執行部より、歳出では負担金額の確定及び決算見込みなどによる減額で、歳出の減額に併せて歳入を減額しているとの説明がありました。

委員より、後期高齢者医療広域連合への納付金の減額について質疑があり、執行部より、事業の性格上、予算不足とならないよう当初は多めに見込んで計上し、金額が確定する3月に不用額を減額しているとの答弁がありました。

委員より、保険料の徴収において、特別徴収が減少し、普通徴収が増加している理由について質疑があり、執行部より、一概には言えないが、所得の変動があった場合には保険料変更の算出を行うが、算出期間中の約半年間は納付書で徴収するので、こういったことも要因ではないかと推測するとの答弁がありました。

次に、議案第17号 令和6年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号について、執行部より、歳出の主なものでは、介護サービス費等諸費、特定入居者介護サービス費等が実績見込みによる減額で、歳出の減額に併せて歳入を減額しているとの説明がありました。

委員より、全費目において減額しているが、町にとって好ましい傾向かとの質疑があり、執行部より、前年の給付実績を基に当初予算を計上し、支払い実績が確定する3月に不用分を減額するため、減額が多くなることは町にとって好ましい傾向であるとの答弁がありました。

委員より、令和3年以降、歳出決算額などが減額傾向にあるが、減額の要因は高額給付となる施設入居者の減少と、介護保険新規加入者数と新規の要介護認定者数との関係性によるものかとの質疑があり、執行部より、おおむねそういった状況ではないかと推測する。高齢者の全体数は減少傾向にあり、団塊の世代が後期高齢者層となっているが、介護認定者数に大きな変動はない。また、健康寿命も2歳ほど伸びており、こういった要素が絡み合っているのではないかと推測するとの答弁がありました。

次に、議案第20号 令和7年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）について、執行部より、事業勘定、直営診療施設歯科及び直営診療施設内科のそれぞれの歳入歳出について説明がありました。

委員より、出産育児一時金の大幅な増加の要因について質疑があり、執行部より、町の出生数は減少傾向にあるが、今年度においては国民健康保険加入者の出産が多かったため、今年度の実績を基に計上したことにより増額となったとの答弁がありました。

委員より、健康保険税の前年度対比の減少幅に比べて県支出金の減少幅が大きい要因について質疑があり、執行部より、医療費全体の構成は国・県・各市町で支え、残りを被保険者が保険税などとして負担しており、医療費全体が減少すると、事業の負担割合が大きい県負担額は大幅に下がるが、負担割合が少ない保険税の減少幅は少ないとの答弁がありました。

次に、議案第21号 令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）について、執行部より、歳入歳出それぞれ3億7,200万円としているとの説明がありました。

委員より、督促手数料について質疑があり、執行部より、年金天引きから一時的に普通徴収になる方にはお知らせの通知をしているが、失念していた方などへの郵送料等であるとの答弁がありました。

委員より、特別徴収に係る手数料について質疑があり、執行部より、国の制度において年金額から天引き徴収するので、町としての負担はないとの答弁がありました。

次に、議案第 22 号 令和 7 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）について、執行部より、歳入歳出それぞれ 26 億 7,200 万円とするとの説明がありました。

委員より、総合相談事業費の増額について質疑があり、執行部より、人件費の増額であるとの答弁がありました。

委員より、居宅介護サービス費、施設介護サービス費、地域密着型介護サービス費が全て減額となっているが、介護サービスの負担増や経済的要因による利用控えの懸念はないかとの質疑があり、執行部より、家庭の経済的事情も多少あるが、包括支援センターや認知症の早期支援チームなどが居宅サービスや特別養護老人ホームなど、本人に適したサービスを利用できるよう関係者と相談しながら提供しているとの答弁がありました。

以上が議案審議の主な質疑や答弁等の報告です。

なお、いずれの議案も討論はありませんでした。

それでは、付託された議案について、次のとおり決定しましたので、会議規則第 41 条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第 10 号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について、全会一致で可。議案第 15 号 令和 6 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 2 号、全会一致で可。議案第 16 号 令和 6 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 2 号、全会一致で可。議案第 17 号 令和 6 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号、全会一致で可。議案第 20 号 令和 7 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）、全会一致で可。議案第 21 号 令和 7 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）、全会一致で可。議案第 22 号 令和 7 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

#### **日程第 4 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）**

**○大西樹議長** 日程第 4、付託案件の委員長報告の件を議題とします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、鈴木崇容君。

**○鈴木崇容建設経済常任委員長** 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る 3 月 6 日、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、建設経

済常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第12号、議案第13号、議案第18号、議案第23号の4件であります。

初めに、議案第12号 まんのう町デジタル田園都市構想総合戦略の策定について、執行部より、国の方針であるデジタル技術を活用した地域活性化を主軸として、名称を「まんのう町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」から「まんのう町デジタル田園都市構想総合戦略」に変更し、計画を見直した。新たな計画として、急激な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある町を維持していくため、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を策定したとの説明がありましたが、特に質疑等はありませんでした。

次に、議案第13号 まんのう町道路線の変更について、執行部より、今回、地図情報システムの導入に伴い、道路台帳を電子化するため各路線を精査し、起終点のずれなど43路線の軽微な変更をするものである。なお、新規路線や拡幅などに伴う追加及び変更はないとの説明がありました。

委員より、今回導入の地図情報システムでは、町道認定部分に係る所有者などの情報はどの程度確認できるのかとの質疑があり、執行部より、現地と正確に一致するまでの精度はないが、ある程度の確認には利用できるとの答弁がありました。

次に、議案第18号 令和6年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第2号について、執行部より、収益的支出の予定額において営業費用を600万円の減額、特別損失では800万円を増額し、下水道事業費用を合計2億2,935万円を増額するとの説明がありました。

委員より、システム改修の修繕費について質疑があり、執行部より、水道企業団の農業集落排水システムの修繕費であるとの答弁がありました。

次に、議案第23号 令和7年度まんのう町下水道事業会計予算（案）について、執行部より、収益的収支の収入を総額1億8,638万1,000円とし、営農収益5,300万2,000円、営業外収益1億3,337万9,000円とする。支出においては総額1億9,127万2,000円とし、営業費用1億7,867万7,000円、営業外費用1,194万5,000円、特別損失5万円、予備費60万円とするとの説明と債務負担行為や企業債などについて説明がありました。

委員より、支出における特別損失について質疑があり、執行部より、今年度から公会計から企業会計に移行したことにより、公会計では4月、5月、出納閉鎖期間があったが、企業会計は出納閉鎖期間がないため、手続上、支払いが4月以降になるものを計上しているとの答弁がありました。

委員より、全国で下水道の老朽化が原因の事故や今後の修繕計画の問題が発生しているが、本町における老朽化対策について質疑があり、執行部より、町内の下水道管は雨水を流入しない分離式で、最大のもので直径50センチ程度だったと認識しているが、水道企

業団には点検体制の強化をお願いしたいとの答弁がありました。

以上が議案審議の主な質疑や答弁等の報告です。

なお、いずれの議案も討論はありませんでした。

以上、付託されました案件について、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第12号 まんのう町デジタル田園都市構想総合戦略の策定について、全会一致で可。議案第13号 まんのう町道路線の変更について、全会一致で可。議案第18号 令和6年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第2号、全会一致で可。議案第23号 令和7年度まんのう町下水道事業会計予算（案）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告といたします。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

## **日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）**

**○大西樹議長** 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題とします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、常包恵君。

**○常包恵総務常任委員長** 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月13日と17日に、全員協議会室におきまして、委員全員、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、議案第14号 令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第6号及び議案第19号 令和7年度まんのう町一般会計予算（案）の所管部分で行った質疑等の報告がありました。

なお、報告された内容はタブレットの委員長報告に入れておりますので、よろしくお願いいたします。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第2号、議案第9号、議案第11号、議案第14号、議案第19号の5件であります。

まず、議案第2号 まんのう町犯罪被害者等支援条例の制定について、執行部より、香川県の犯罪被害者等見舞金給付要綱に定めている見舞金に市町が上乘せ支給をするもので、県内8市9町が一斉に制定し、施行期日は令和7年4月1日からとしているとの説明があ

りました。

委員より、被害者のプライバシー保護の観点からも、弁護士などの代理人でも申請ができるのかとの質疑があり、執行部より、県が支給決定した事案に上乘せするもので、直接本人が役場に申請をしなくてもよいとの答弁がありました。

次に、議案第9号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、執行部より、会計年度任用職員の処遇改善の一環として、香川県が令和6年度の県人事委員会勧告を踏まえ改正した給料表に準じ、令和7年度から改正するものである。また、令和6年度までは期末手当のみ支給していたものを、令和7年度から新たに勤勉手当についても支給するものであるとの説明がありました。

委員より、会計年度任用職員と正規職員の比率目標を長期的に検討する必要があるのではないかと。そのためにこども園や給食調理場などの現状を調査し、研究が必要であるとの意見があり、執行部より、現在、会計年度任用職員が302名、正規職員が226名となっており、今後、職員の比率、推計について調査、研究したいとの答弁がありました。

次に、議案第11号 まんのう町総合計画後期基本計画の策定について、執行部より、人口減少時代の適正な自治体運営、自治力強化を目指し、総合計画審議会の審議を経て、第2次町総合計画後期基本計画を策定するとの説明がありました。

委員より、昨年、当委員会が行政視察した兵庫県朝来市では、老人会、愛育会などいろいろな組織が合同で活発に活動していた。本町では自治会加入率が5割を切っている地域もあるため、自治会だけにとらわれないコミュニティづくりを検討してはどうかとの意見があり、執行部より、自治会の決まり事や行事などにより自治会に加入しない、また、退会している現状を踏まえて、調査・研究していきたいとの答弁がありました。

委員より、当計画に審議会の委員構成が記載されていない。審議会の議事録をホームページなどで公開してほしいとの意見があり、執行部より、準備ができ次第、審議会のメンバー、議事録をホームページに掲載するとの答弁がありました。

次に、議案第14号 令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第6号については、執行部より、歳入歳出の主なものは決算見込みによる減額であるとの説明がありました。

なお、議案第14号、議案第19号は、教育民生常任委員会、建設経済常任委員会での主な質疑も併せて報告します。

委員より、エピアみかどの飲料水用の井戸の掘削を断念したとのことだが、今後のエピアみかどの飲料水整備について質疑があり、執行部より、現地調査の段階で岩盤の存在が明らかになり掘削を断念したが、今後、地元の水利代表者の方などと協議し、飲料水整備について検討したいとの答弁がありました。

委員より、満濃農村環境改善センターの跡地の舗装計画について質疑があり、執行部より、県道の交差点改良の計画があるため、まず、令和7年度に四条小学校側の半分ほどを舗装し、令和8年度に残り半分の舗装を予定しているとの答弁がありました。

委員より、10Kマラソンの経緯と実績などについて質疑があり、執行部より、過去に

4回開催しており、1回目は定員以上の申込みがあったが、その後は定員の半数以下の申込み状況であった。今後は継続より新たな取組が町の活性化に有効ではないかとの考えから廃止としたとの答弁がありました。

委員より、給食材料費における米の価格高騰の影響について質疑があり、執行部より、地元の生産農家の方の協力により運営に支障は出ていないが、今後、価格見直しの要望があれば適宜見直していくとの答弁がありました。

次に、議案第19号 令和7年度まんのう町一般会計予算（案）について、執行部より、歳入歳出予算の総額は127億6,000万円で、対前年度比10億5,000万円の増額、9%増であるとの説明がありました。

委員より、投票率を上げる取組について質疑があり、執行部より、県と協力し、近隣の高校への啓発活動などで若者の投票率向上を目指したいとの答弁がありました。

委員より、戦没者追悼式に今年も中学生の参加はあるのかとの質疑があり、執行部より、昨年は満濃中学生が参加し、好評であったので、学校側と調整を図り対応したいとの答弁がありました。

委員より、妊婦のための支援給付交付金事業で、再度、現金支給が選択可能となった理由について質疑があり、執行部より、令和6年度はギフトのみとしていたが、国は「現金その他確実な方法」と現金を主たる支給方法として規定しており、現金のほうが利用しやすいとの考えも想定されるため、現金とカタログギフトかを選択できるようにしたとの答弁がありました。

委員より、適応支援センターに通う児童は各家庭から昼食を持参しているが、登校児童と同様の金銭的な支援はできないか。また、適応支援センターへの給食の配送はできないかとの質疑があり、執行部より、学校給食は児童生徒が学校に通って食べるもので、保護者の負担などは理解できるが、金銭的な支援はできない。よく似た例として、強い食物アレルギーを持つ児童においても、家庭で用意した昼食を持参していただいているが、全て自費でお願いしている。また、給食は学校給食法または衛生管理法において調理した場所で食することになっており、配送は難しいとの答弁がありました。

委員より、ほたる見公園のトイレの洋式化について質疑があり、執行部より、令和7年度から1か所ずつ洋式化を予定しているとの答弁がありました。

委員より、仲南振興公社関係の修繕費も含めた予算執行に当たり、慎重かつ効果的に執行し、公社の現状と求められる改善策については、公社職員全員が共有できるよう町として指導をお願いする。また、運営状況の報告を適宜行い、今後の運営について十分検討し、判断するようにとの意見があり、執行部より、1年かけて方向性を出すこととしているが、9月議会を目途に一定の方向性を議会とともに検討していかなければならないとの答弁がありました。

以上が議案審議の主な質疑や答弁等の報告です。

なお、いずれも討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第2号 まんのう町犯罪被害者等支援条例の制定について、全会一致で可。議案第9号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第11号 まんのう町総合計画後期基本計画の策定について、全会一致で可。議案第14号 令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第6号、全会一致で可。議案第19号 令和7年度まんのう町一般会計予算（案）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

13番、大西豊君。

**○大西豊議員** 本来なら総務委員会のメンバーが委員長質問に対する質疑はどうかと思いますけど、先ほども委員長報告もありましたように、研修旅行についての報告もありましたし、それと同等以上の議論をしたことについて報告がありませんので、よろしくお願いします。

例えば、任意契約、委任契約についてであります。最終的には町長のほうで善処しますということは答弁ありましたが、これまでも私以外の委員も、例えば新人議員が、3期ぐらいの委員ですけど、初めて質問させていただきます。改革と職員の人数が多い、削減するように、町の公共工事で入札がございます。町の仕事に関係するもの及びその家族のものは入札に外れていただきたいということは、随意契約をしないで入札していただきたいことです。それと、それ以外につきましても、委員長のほうも、今回、委員会の中で随意契約については私は申しておりますということも言われました。それ以外の委員につきましても、相当前から任意契約については全て公表すべきということでありました。そういう中で、私もいろいろ議論をしてきた中で、最終的には町長の答弁を信頼したいところでございますが、善処したいということでありました。

それともう一点は、例えば監査委員の、皆さんに配付した資料に、定期監査の中で、例えば琴南総合センターの会議室の利用率を高める施策、それと委託料で入札にかけるべき金額の業務を随意契約しているものがある。特段の理由がない限り、適正に入札を執行するということなので、議員の皆様は公文書で監査報告として皆さんお渡ししております。恐らく皆さん読んでいただいております。

そういうことで、これは相当議論し、議会運営委員会でもいろいろ意見が出たようでございますが、多くの議員の方々が随意契約についてはいろいろ質問しておりますので、こ

ういうことは研修旅行と同等の私は議論したということでございますので、委員長に対してはお願いいたします。

こういう中で、私は委員長に対して、事前に、今回ぐらいから委員長さんの皆さんの努力によりまして、過去の旧の満濃町におきましては、委員長報告は委員長自らが作成し、委員の皆さんが賛同し、提出しておりました。今回につきましても、そういうことを申し上げており、私は議論したことが委員長報告であると思っておりましたが、言っておりませんので、非常に大事なことでございますので、委員長、報告をよろしくお願いします。

**○大西樹議長** 13番、大西豊さんに申し上げます。

議員自身が所属する委員会の委員長報告に対しては質疑はしないということに運用上はなっておりますので、そういうことでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

13番、大西豊君。

**○大西豊議員** それは知っております。

**○大西樹議長** 知つとるんだつたら。

**○大西豊議員** あえて言いよるのは、今まで議員がいろいろ執行者に質問したり、監査委員が議会に文書を出しとるのに、その意思が伝わっていなかったの、それと今回の場合、町長のほうが善処しますということで、一步前進だと思ひますので、議員の行政視察と同等以上でございます。また、言いよつたら長くなるんですけど。

**○大西樹議長** 13番、大西豊さん、今、言いましたように、これはこの運用を守っていただきたいということで、また委員会か何かでやっていただけたらと思ひますんで、よろしいですか。

はい、どうぞ。

**○大西豊議員** 皆さん御存じのように、今までこういうことが守られてなかったから、いろいろと。

**○大西樹議長** 大西豊さん、私もこれにのつとって議会運営をやっておりますんで、その辺、御容赦いただきたいと思ひます。

**○大西豊議員** 再度、言ひます。これは公共放送をみんな聞いとると思ひますけど、随意契約、委任契約、また、それを超える部分については町長決裁でやっております。そういう中で町長のほうが認めとる部分があります。善処しますと言ひしておりますので、それは研修旅行へ行った以上に僕は価値があると思ひますよ。それを議長が否定するんやつたら、これでやめます。

**○大西樹議長** 否定するんではないですけど、町村議会の運営に関する事項に基づいてやっておりますので、それをお願いしますというだけの話でありますんで、ほかにあるんですか。

**○大西豊議員** 私は最終的には住民の意思、声をいろいろ発言しております。先ほどあえて言つたのは、今回、委員会に対して。

**○大西樹議長** 13番、大西豊さん、適切に、私、運用していきよんで、それに従っ

てもらわなんだら、この議場が前へ向いていきませんので、よろしくお願いします。

○大西豊議員　これは相当議論したんですよ。

○大西樹議長　いやいや。

○大西豊議員　議論したことを報告がなかったから言っとるんですよ。

○大西樹議長　一応、載ってますんで、町村議会の運営に関する基準というのになっておりますので、それはまた別の機会でご発言していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○大西豊議員　議長、それを言うんやったら、委員会のことをもうちょっと皆さんが真剣にやっていただきたいと思います。

○大西樹議長　いや、これは運用に関する指針があるんですよ。それに基づいてやっておりますので、大西さんだけ特別にするというわけにはいかんのです。すみませんが、よろしくお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長　これをもって、質疑を終了します。

## 日程第6 議案第2号 まんのう町犯罪被害者等支援条例の制定について

○大西樹議長　日程第6、議案第2号 まんのう町犯罪被害者等支援条例の制定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長　討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第2号 まんのう町犯罪被害者等支援条例の制定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第7 議案第9号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○大西樹議長　日程第7、議案第9号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第９号 まんのう町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第８ 議案第１０号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について**

**○大西樹議長** 日程第８、議案第１０号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についての件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第１０号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第９ 議案第１１号 まんのう町総合計画後期基本計画の策定について**

**○大西樹議長** 日程第９、議案第１１号 まんのう町総合計画後期基本計画の策定についての件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第１１号 まんのう町総合計画後期基本計画の策定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決するこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第１０ 議案第１２号 まんのう町デジタル田園都市構想総合戦略の策定について

○大西樹議長 日程第１０、議案第１２号 まんのう町デジタル田園都市構想総合戦略の策定についての件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第１２号 まんのう町デジタル田園都市構想総合戦略の策定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することとに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第１１ 議案第１３号 まんのう町道路線の変更について

○大西樹議長 日程第１１、議案第１３号 まんのう町道路線の変更についての件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第１３号 まんのう町道路線の変更についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することとに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第１２ 議案第１４号 令和６年度まんのう町一般会計補正予算（案）第６号

○大西樹議長 日程第１２、議案第１４号 令和６年度まんのう町一般会計補正予算

(案) 第 6 号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第 14 号 令和 6 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 6 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### **日程第 13 議案第 15 号 令和 6 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 2 号**

**○大西樹議長** 日程第 13、議案第 15 号 令和 6 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 2 号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第 15 号 令和 6 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 2 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### **日程第 14 議案第 16 号 令和 6 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 2 号**

**○大西樹議長** 日程第 14、議案第 16 号 令和 6 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 2 号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第１６号 令和６年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第２号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第１５ 議案第１７号 令和６年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第２号

○大西樹議長 日程第１５、議案第１７号 令和６年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第２号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第１７号 令和６年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第２号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第１６ 議案第１８号 令和６年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第２号

○大西樹議長 日程第１６、議案第１８号 令和６年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第２号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第１８号 令和６年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第２号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決すること

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第１７ 議案第１９号 令和７年度まんのう町一般会計予算（案）

○大西樹議長 日程第１７、議案第１９号 令和７年度まんのう町一般会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第１９号 令和７年度まんのう町一般会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することとに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第１８ 議案第２０号 令和７年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）

○大西樹議長 日程第１８、議案第２０号 令和７年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第２０号 令和７年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することとに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第１９ 議案第２１号 令和７年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）

**○大西樹議長** 日程第１９、議案第２１号 令和７年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第２１号 令和７年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第２０ 議案第２２号 令和７年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）**

**○大西樹議長** 日程第２０、議案第２２号 令和７年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第２２号 令和７年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第２１ 議案第２３号 令和７年度まんのう町下水道事業会計予算（案）**

**○大西樹議長** 日程第２１、議案第２３号 令和７年度まんのう町下水道事業会計予算（案）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第２３号 令和７年度まんのう町下水道事業会計予算（案）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第２２ 閉会中の継続調査について

○大西樹議長 日程第２２、閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各常任委員長から所管事務の調査について、また、議会運営委員長から議会運営を効率的、円滑に行うため、会議規則第７５条の規定に基づく閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、継続調査を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審査は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和７年第１回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

**閉会 午前１０時３１分**

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員